

身体障がい者等に対する減免制度について

大阪府では、一定の要件に該当する身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者及び精神障がい者の方が日常生活を営むうえで不可欠な自動車について、自動車税（環境性能割・種別割）を減免する制度があります。

この減免制度の詳細や、申請書の提出場所等については大阪府ホームページで「自動車税（環境性能割・種別割）の減免のしおり」をご覧ください。自動車税コールセンターまでお問合せください。

● 申請期限について

	新たに自動車を取得する場合（※１）（※２）	既に自動車を所有している場合	
		４月１日に減免要件に該当している場合	４月１日後に減免要件に該当することとなった場合
対象となる税目	自動車税（種別割）（※３） 自動車税（環境性能割）	自動車税（種別割）	自動車税（種別割）（※３）（※４）
申請期限	自動車の登録の日	自動車税（種別割）の納期限	減免事由に該当することとなった日から 60 日以内
申請書等の提出場所（※５）	大阪自動車税事務所各分室	最寄りの府税事務所	

※１ 自動車税（環境性能割）は、申請期限を過ぎますと減免を受けることができません。

※２ 登録時に自動車税（環境性能割・種別割）のどちらも課税されていない場合の申請期間は、翌年度の４月１日から自動車税（種別割）の納期限までとなります。

なお、申請書の提出場所は、最寄りの府税事務所となります。

※３ 減免額は自動車を登録した月の翌月又は減免要件に該当することとなった月の翌月から月割りで計算した額となります。

※４ 減免事由に該当することとなった日が３月中の場合、当該年度は減免対象となる自動車税（種別割）の税額がありませんので、翌年度分の自動車税（種別割）について４月１日から納期限までの間に減免申請を行っていただくことになります。

※５ 詳しくは減免のしおりの裏表紙をご確認ください。

[大阪府 減免のしおり](#)

検索

例：令和元年 10 月以降に新車新規登録した 1,990 cc の自家用乗用車（年税額 36,000 円）で 8 月に減免要件に該当した場合、9 月～3 月までの 7 か月が減免対象となります。（5 か月分が課税）

$$36,000 \times 5/12 = 15,000 \text{（100 円未満切捨て）}$$

$$36,000 - 15,000 = 21,000 \Rightarrow 21,000 \text{ 円が減免額となります。}$$

※既に 36,000 円を納付している場合は、後日 21,000 円が還付されます。